

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助
金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 特定生産緑地の指定 (都市計画課) 7
- 建設工事における指名競争入札参加者
指名基準の運用基準の一部改正
(契約検査課) 7
- 公示送達 (税務課) 7
- 公示送達 (税務課) 7
- 公示送達 (税務課) 9
- 亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事
業費補助金交付要綱 (保育課) 10
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 11
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 14

—— 訓 令 ——

- 亀岡市情報化の推進に関する規程及び
亀岡市情報セキュリティ対策基準規程
の一部改正 (情報政策課) 14

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 23
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 28

- 公募型プロポーザル方式による事業者
の選定 (歴史文化財課) 31
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 35
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更によ
る計画書の縦覧 (農林振興課) 41
- 農用地利用集積計画の縦覧
(農林振興課) 42
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 42
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 46
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 50
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 54
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 54
- 亀岡市人事行政の運営等の状況
(人事課) 55

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和4年11月定例総会の開催 68
- 令和4年12月定例総会の開催 69

上下水道部欄

—— 規 程 ——

○亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正 70

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 70

告示

亀岡市告示第190号

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱（令和2年亀岡市告示第180号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「豪雨」の次に「又は地震」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地震 本市で観測した震度5弱以上の地震その他市長が認めた地震をいう。

第3条第1号中「豪雨」の次に「又は地震」を加える。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「2月末日」を「3月末日」に、「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「前条」を「第8条」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（事業の着手）

第9条 第7条の規定による申請をした者は、緊急その他やむを得ない理由により前条の規定による補助金の交付決定通知を受ける前に補助対象工事に着手する場合には、あらかじめ亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金指令前着手届（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第7号様式中「第13条」を「第14条」に改め、「㊟」を削り、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「第11条」を「第12条」に改め、「㊟」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「第9条」を「第10条」に改め、「㊟」を削り、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所
氏名

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金指令前着手届

年 月 日付で交付申請した亀岡市土砂災害応急復旧支援事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいので、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業の概要	応急復旧工事の場 所	亀岡市
	応急復旧工事の内 容	
	応急復旧工事に要する費用	円
指令前着手の内容	指令前着手を必要とする工事内容	
	指令前着手を必要とする理由	
	着手予定日	年 月 日
	工事請負者 ※交付申請書記載の業者と同一の場合は記入不要	許可番号：(国土交通大臣・知事)第 号 名 称：(代表者名：) 所 在 地： 電話番号： - -
添付書類	<input type="checkbox"/> 施工図面 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
備 考		

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は補助事業者が負担すること。
- 2 補助額交付に係る審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和4年4月以降に発生した自然災害について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第191号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和4年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和4年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により、特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

特定生産緑地の区域及び面積

区域	面積 (㎡)
篠町馬堀池ノ下3	747
篠町馬堀池ノ下4	459
篠町馬堀池ノ下5-1	28
3筆	1,234

「揭示済」

亀岡市告示第193号

建設工事における指名競争入札参加者指名基準の運用基準（平成6年亀岡市告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号中「手形交換所」を「電子交換所」に改める。

附 則

この基準は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 送達する書類
還付充当通知書 令和2年度・令和3年度
市府民税
- 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 市府民税 第3期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第197号

亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法人等が経営する市内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園又は企業主導型保育施設（以下「民間保育所等」という。）において実施する布おむつ及びおむつカバー（以下「布おむつ等」という。）の無償提供に要する経費に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間保育所等が利用者に対して布おむつ等を無償で提供する事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象事業を実施するために要する経費とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1施設につき2回を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、亀岡市民間保育所等布おむつ等提供事業費補助金交付申請（請求）書（別記様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定及び交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を交付申請者に通知するとともに、交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、交付申請者が虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(補助金の額の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、令和4年11月分の補助金の額は、この要綱の告示の日以降の民間保育所等の開所日数に応じて日割計算により算出した額とする。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 篠町広田区
- 2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

- 3 区域

亀岡市篠町広田1丁目、2丁目、3丁目までの区域とする。

- 4 主たる事務所

亀岡市篠町広田2丁目15番11

- 5 代表者の氏名及び住所

氏名 谷口 捷行

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和4年11月29日

「揭示済」

亀岡市告示第199号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和4年11月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年11月29日から令和4年12月13日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11201	大井南部4号線	亀岡市大井町並河6丁目58番先	460.00m	13.00m
		亀岡市大井町並河5丁目143番先		13.00m
11202	大井南部5号線	亀岡市大井町並河6丁目10番先	171.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河6丁目22番先		10.00m
11203	大井南部6号線	亀岡市大井町並河5丁目1番先	248.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河5丁目95番先		10.00m
11204	大井南部7号線	亀岡市大井町並河5丁目148番先	108.00m	9.00m
		亀岡市大井町並河5丁目163番先		9.00m
11205	大井南部8号線	亀岡市大井町並河5丁目10番先	191.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河5丁目11番先		10.00m
11206	大井南部9号線	亀岡市大井町並河6丁目4番先	92.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河6丁目6番先		6.00m
11207	大井南部10号線	亀岡市大井町並河5丁目13番先	81.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目16番先		6.00m
11208	大井南部11号線	亀岡市大井町並河5丁目22番先	212.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目38番先		6.00m
11209	大井南部12号線	亀岡市大井町並河5丁目47番先	90.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目52番先		6.00m
11210	大井南部13号線	亀岡市大井町並河5丁目55番先	242.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目85番先		6.00m
11211	大井南部14号線	亀岡市大井町並河5丁目87番先	63.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目92番先		6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11212	大井南部15号線	亀岡市大井町並河5丁目101番先	55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目106番先		6.00m
11213	大井南部16号線	亀岡市大井町並河5丁目116番先	41.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目118番先		6.00m
11214	大井南部17号線	亀岡市大井町並河5丁目86番先	55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目133番先		6.00m
11215	大井南部18号線	亀岡市大井町並河5丁目138番先	50.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目141番先		6.00m
11216	大井南部19号線	亀岡市大井町並河5丁目38番先	21.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目141番先		6.00m
11217	大井南部20号線	亀岡市大井町並河5丁目151番先	335.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目208番先		6.00m
11218	大井南部21号線	亀岡市大井町並河5丁目177番先	95.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目186番先		6.00m
11219	大井南部22号線	亀岡市大井町並河5丁目201番先	81.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目250番先		6.00m
11220	大井南部23号線	亀岡市大井町並河5丁目209番先	88.00m	4.00m
		亀岡市大井町並河5丁目211番先		4.00m
11221	大井南部24号線	亀岡市大井町並河2丁目723番先	98.00m	12.00m
		亀岡市大井町並河2丁目749番先		12.00m
11222	大井南部25号線	亀岡市大井町並河2丁目713番先	222.00m	10.50m
		亀岡市大井町並河2丁目754番先		10.50m
11223	大井南部26号線	亀岡市大井町並河2丁目742番先	93.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目748番先		6.00m
11224	大井南部27号線	亀岡市大井町並河2丁目733番先	68.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目736番先		6.00m
11226	大井南部29号線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先	55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目702番先		6.00m
11227	大井南部30号線	亀岡市大井町並河2丁目818番先	131.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目864番先		6.00m
11228	大井南部31号線	亀岡市大井町並河2丁目717番先	62.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目720番先		6.00m
11229	大井南部32号線	亀岡市大井町並河2丁目711番先	438.00m	16.00m
		亀岡市大井町並河2丁目879番先		16.00m
11230	大井南部33号線	亀岡市大井町並河2丁目710番先	23.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目710番先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 由良 隆夫

2 変更年月日

令和4年11月1日

3 変更理由

代表者の変更

「掲示済」

訓令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令

（亀岡市情報化の推進に関する規程の一部改正）

第1条 亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する障害及び事故をいう。

(6) 情報セキュリティポリシー 本規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号）をいう。

第9条第2項第1号中「亀岡市地域イントラネット」を「亀岡市イントラネット」に改める。

第13条第2項中「部会長」の次に「又は部会員」を加える。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「部会及びワーキング会議」を「部会、ワーキング会議及びCSIRT」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(CSIRTの設置)

第14条 情報セキュリティ対策における取組の中核として、情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を設置する。

2 CSIRTは、CIOの指名を受けた情報統括管理者、情報責任者、ネットワーク管理者、情報管理者、システム業務管理者、総務課長及び広報プロモーション課長をもって構成する。

3 CSIRTは、情報セキュリティの統一的な窓口を整備し、庁内外の組織及び専門家と協力して、セキュリティインシデントの検知、解決、被害局限化及び発生の予防を支援するものとする。

4 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合、その状況を確認し、CIO及び府等関係省庁へ報告しなければならない。この場合において、CSIRTは、情報セキュリティインシデントの重要度や影響範囲を勘案し、報道機関への通知及び公表に係る対応を行わなければならない。

(亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部改正)

第2条 亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第10条－第13条）」を「（第10条－第12条）」に、「（第14条－第21条）」を「（第13条－第21条の2）」に、「（第28条－第34条）」を「（第28条－第35条の3）」に、「（第35条－第37条）」を「（第36条－第

38条）」に、「（第38条－第46条）」を「（第39条－第49条）」に、「（第47条－第49条）」を「（第50条－第52条）」に、「（第50条－第53条）」を「（第53条－第57条）」に、「（第54条－第59条）」を「（第58条－第63条）」に、「（第60条・第61条）」を「（第64条－第66条）」に、「（第62条－第66条）」を「（第67条－第71条）」に、「（第67条－第69条）」を「（第72条－第74条）」に、「（第70条－第73条）」を「（第75条－第78条）」に、「（第74条・第75条）」を「（第79条・第80条）」に、「（第76条－第81条）」を「（第81条－第86条）」に、「（第82条－第84条）」を「（第87条－第89条）」に、「（第85条・第86条）」を「（第90条・第91条）」に、「（第87条）」を「（第92条）」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 行政系ネットワーク マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系のネットワークをいう。
第2条に次の6号を加える。

(7) モバイル端末 小型若しくは薄型又は軽量で持ち歩きが可能であり、かつ、一定時間電源に接続することなく使用することができる情報通信機器をいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系） 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN接続系 LGWANに接続された情報システム及びその情報システ

ムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

- (10) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (11) 通信経路の分割 LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可できるようにすることをいう。
- (12) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等安全が確保された通信をいう。

第3条の次に次の1条を加える。

(対象とする脅威)

第3条の2 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的・的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による

要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4条第1号中「情報システムの開発、管理、運用、変更等の実施を決定する権限」を「ネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限」に改め、同条第2号中「情報システムの開発、管理、運用、変更等」を「ネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策」に改め、同条第5号中「亀岡市地域イントラネット及び亀岡市地域イントラネット」を「本市のネットワーク」に改める。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止すること（情報の作成途上で不要になった場合は、当該情報を消去すること。）。

第7条に次の3号を加える。

- (5) 情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該記録媒体を取り扱うこと。
- (6) 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産は、原則として支給以外の端末で作業をしないこと。
- (7) 必要以上に複製及び配布をしないこと。

第8条第2項中「情報を外部に提供する者」を「情報資産等を外部に提供する者」に、「暗号化及びパスワード設定」を「鍵付きケースへの格納、パスワード等による暗号化等」に改める。

第10条の見出し中「使用」を「使用又は閲覧」に改め、同条中「他の課等が」の次に

「データを閲覧又は」を加え、「データ使用承諾申請書（別記第1号様式）」を「データ使用・閲覧承諾申請」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、インターネットに公開されているデータについては、この限りでない。

第11条を削る。

第12条第1項中「データ出力承諾申請書（別記第3号様式）」を「データ出力承諾申請」に改め、同条第3項中「（別記第4号様式）」を削り、同条を第11条とする。

第13条第1項中「（別記第5号様式）」を削り、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第14条第3号を次のように改める。

(3) 業務以外の目的で情報システム又は電子メールの使用及びインターネットへのアクセス等をしないこと。

第14条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 業務において利用するパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）、「記録媒体、情報システム、ソフトウェア等を外部に持ち出さないこと。ただし、外部で情報処理業務を行う等必要な場合で事前に情報管理者の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 支給以外のパソコン等、記録媒体、情報システム、ソフトウェア等を業務で利用しないこと。ただし、業務上の必要がある場合は、別にCIOが定めるガイドラインに従い、事前に情報管理者の許可を得たものについては、利用することができる。

第3章第1節中第14条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条に次の1号を加える。

(6) インターネット系ネットワークに接続

するための初期パスワードは、最初のログイン時に変更すること。

第16条を第15条とする。

第17条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダーから抜いておくこと。

第17条を第16条とする。

第18条第3項中「パソコン環境変更申請書（別記第7号様式）により」を「パソコン環境変更に係る申請を行い、」に改め、同条を第17条とする。

第19条第3項中「申請書により」を「申請を行い、」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（Web会議サービスの利用）

第19条 ネットワーク管理者は、Web会議を適切に利用するための利用手順を定めなければならない。

2 職員等は、本市の定める利用手順に従い、セキュリティ対策を実施するものとする。

第20条に次の2号を加える。

(5) 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除すること。

(6) 添付ファイルが付いた電子メールを受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行うこと。この場合において、インターネット接続系で受信したインターネットメール又はインターネット経由で入手したファイルをL2WAN接続系に取り込む場合は、無害化しなければならない。

第21条第1項中「ネットワーク管理者及びシステム業務管理者」を「情報管理者又はシステム業務管理者を通してネットワーク管理者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「セキュリティ事故報告書（別記第8号

様式)又は電子計算機等事故発生報告書(別記第9号様式)」を「セキュリティ事故報告書(別記第1号様式)」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「当該事故等の復旧に必要な措置について、ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者に指示するとともに」を「CSIRTに指示し、当該事故等について状況の確認及び評価をさせなければならない。また」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 CSIRTは、情報統括管理者の指示を受け、当該事故等に係る被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る対応を行わなければならない。

第21条第5項中「ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者」を「CSIRT」に改め、同条第6項中「情報統括管理者」を「CSIRT」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 職員等は、使用する電子計算機等に事故が発生した場合は、ネットワーク管理者及び情報管理者に報告しなければならない。

2 ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者は、前項の報告のあった事故等について、電子計算機等事故発生報告書(別記第2号様式)により情報統括管理者に報告しなければならない。

3 情報統括管理者は、当該事故等の復旧に必要な措置について、ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者に指示するとともに、当該事故等が外部に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、最高情報統括責任者に報告し必要な指示を仰がなければならない。

4 ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者は、これらの事故等に分

析し、再発防止のための情報として記録し、適切に保存しなければならない。また、事故原因の究明結果から、再発防止策を検討し、最高情報統括責任者に報告しなければならない。

5 最高情報統括責任者は、情報統括管理者から事故等について報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

第24条第5項及び第6項を削る。

第26条第2項中「別記第11号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ネットワーク管理者は、管理区域について、当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるパソコン等、通信回線装置、記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。ただし、やむを得ず持ち込む必要がある場合、情報政策課職員が立会いの上、持込みを許可することとする。

第34条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9章中第87条を第92条とする。

第8章第3節中第86条を第91条とし、第85条を第90条とする。

第8章第2節中第84条を第89条とし、第83条を第88条とし、第82条を第87条とする。

第8章第1節中第81条を第86条とし、第76条から第80条までを5条ずつ繰り下げる。

第7章第2節の節名を削る。

第75条を第80条とする。

第74条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) サイバーセキュリティ基本法(平成

28年法律第31号)

第74条を第79条とする。

第7章第1節中第73条を第78条とし、第70条から第72条までを5条ずつ繰り下げる。

第78条の次に次の節名を付する。

第2節 違反に対する対応

第69条第1項中「直ちに」の次に「情報管理者又はシステム業務管理者を通して」を加え、同条を第74条とする。

第6章第4節中第68条を第73条とし、第67条を第72条とする。

第6章第3節中第66条を第71条とし、第62条から第65条までを5条ずつ繰り下げる。

第61条に次の1項を加える。

4 情報管理者は、アカウントの乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じるとともに、第21条の規定によるセキュリティ事故に対する報告を行わなければならない。

第61条を第66条とし、同条の前に次の1条を加える。

(外部サービス利用に関する管理)

第65条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ネットワークを使用した外部サービスを利用する場合には、次に掲げる事項に留意し、外部サービス提供者の選定を行い、契約を締結しなければならない。

(1) 外部サービスで取り扱う情報の分類及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者を選定すること。また、次の内容を外部サービス提供者の選定条件に含めること。

- (ア) 情報セキュリティ監査の受入れ
- (イ) サービスレベルの保証
- (ウ) 外部サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策がとれる

こと。

(エ) サービス利用時に取り扱う情報に対する国内法以外の法令及び規制の適用リスクの評価

(オ) サービス利用時に本市の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法及び裁判管轄

(カ) 一部再委託する場合、再委託先に対する契約に定める情報セキュリティ要件の実施担保並びに本市への実施状況の提供及び承認

(2) 外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえ、次の内容を含むセキュリティ要件を定め、契約事項に含むこと。

(ア) 外部サービス利用に必要な教育

(イ) 取り扱う資産の管理

(ウ) 不正アクセスを防止するためのアクセス制御

(エ) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化

(オ) 外部サービス内の通信の制御

(カ) 設計又は設定時の誤りの防止

(キ) 外部サービスを利用した情報システムの事業継続

(ク) サービス利用契約終了時の情報資産の返還、廃棄等

(ケ) 外部サービス提供業務の定期報告及び緊急時報告義務

(コ) 損害賠償請求に関する事項

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、外部サービス提供事業者のセキュリティ確保への取組状況、情報セキュリティマネジメントシステムに係る認証取得の状況及び個人情報保護に関する取組状況

の調査を行うとともに、契約締結後においても、定期又は随時に調査を行い、安全の確保に努めなければならない。

第6章第2節中第60条を第64条とする。

第59条を第63条とし、第58条を第62条とし、第57条を第61条とする。

第56条第4項中「情報統括管理者」の次に「及び情報責任者」を加え、同条を第60条とする。

第6章第1節中第55条を第59条とし、第54条を第58条とする。

第5章第3節の節名を削る。

第53条を第57条とし、同条の前に次の1条を加える。

(職員等による外部からのアクセス等の制限)

第56条 職員等が外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、ネットワーク管理者及び当該情報システムを管理する情報管理者の許可を得なければならない。

2 情報統括管理者は、内部のネットワーク又は情報システムに対する外部からのアクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなければならない。

3 情報統括管理者は、外部からのアクセスを認める場合、システム上利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。

4 情報統括管理者は、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴を防御するために暗号化等の措置を講じなければならない。

5 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、外部からのアクセスに利用するパソコン等を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

第52条を第55条とし、第51条を第54条とする。

第50条に次の1項を加える。

2 ネットワーク管理者は、マイナンバー利用事務系では、パスワード、ICカード、生体認証等の認証手段のうち2つ以上を併用する認証(多要素認証)を行うよう設定しなければならない。

第50条を第53条とし、同条の前に次の節名を付する。

第3節 アクセス制御

第5章第2節の節名を削る。

第49条を第52条とし、第48条を第51条とする。

第47条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ネットワーク管理者は、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限を設定し、上限を超えた場合の対応を職員等に周知しなければならない。

第47条を第50条とし、同条の前に次の節名を付する。

第2節 電子メールの取扱い及び管理

第46条を次のように改める。

(無線LAN及びネットワークの盗聴対策)

第46条 情報統括管理者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務付けなければならない。

2 情報統括管理者は、機密性の高い情報を取り扱うネットワークについて、情報の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

3 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者が許可した端末以外は、庁内無線LANに接続してはならない。

4 マイナンバー利用事務系においては、無

線LANに接続して通信を行ってはならない。

第46条を第49条とし、同条の前に次の1条を加える。

(IoT機器を含む特定用途機器のセキュリティ管理)

第48条 情報統括管理者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に応じた対策を講じなければならない。

第45条第1項中「情報統括管理者」を「情報管理者」に改め、同条第2項中「情報統括管理者」を「情報管理者」に、「電磁的記録媒体」を「記録媒体」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 情報管理者は、複合機が備える機能について適正な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。

第45条を第47条とする。

第44条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、庁内ネットワークへの侵入を防御するために、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置した上で接続しなければならない。

第44条を第46条とし、第43条を第45条とする。

第42条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

ネットワーク管理者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないよう、ファイアウォール、ルータ等の通信機器、通信ソフトウェア等

を設定しなければならない。

第42条を第44条とし、同条の前に次の1条を加える。

(ログの取得等)

第43条 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

2 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、取得したログを点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない。

第5章第1節中第41条を第42条とし、第38条から第40条までを1条ずつ繰り下げる。

第37条第1項中「USBメモリ等使用申請書(別記第12号様式)をネットワーク管理者に提出し」を「ネットワーク管理者にUSBメモリ等使用申請を行い」に改め、同条第3項中「別記第13号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第38条とする。

第4章第4節中第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条の次に次の3条を加える。

(マイナンバー利用事務系のセキュリティ対策)

第35条 マイナンバー利用事務系は、他の領域と通信できないようにしなければならない。ただし、マイナンバー利用事務系と外部との通信をする必要がある場合は、インターネット以外の回線を選択するとともに、通信経路の限定(MACアドレス、IPアドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。

2 前項ただし書において、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確

保された外部接続先については、L GWANを経由して、インターネット等とマイナンバー利用事務系との双方向通信でのデータ移送を行うことができる。

- 3 ネットワーク管理者は、マイナンバー利用事務系の情報の持出しの対策として、原則USBメモリ等の記録媒体による端末からの情報の持出しができないように設定しなければならない。

(L GWAN接続系のセキュリティ対策)

第35条の2 L GWAN接続系及びインターネット接続系は、両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信のみを許可できるようにしなければならない。なお、メール又はデータをL GWAN接続系に取り込む場合は、次の方式により、無害化通信を図らなければならない。

(1) インターネット接続系の端末から、L GWAN接続系の端末へ画面を転送する方式

(2) 危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式

(インターネット接続系のセキュリティ対策)

第35条の3 インターネット接続系においては、通信パケットの監視、ふるまい検知等の不正通信の監視機能の強化により、情報セキュリティインシデントの早期発見及び対処並びにL GWANへの不適切なアクセス等の監視等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- 2 都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、関係省庁や都道府県等と連携しながら、情報セキュリティ対策を推進しなければならない。

- 3 業務の効率性及び利便性の向上を目的として、インターネット接続系に主たる業務端末と職員の情報等重要な情報資産を配置する場合、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、対策の実施について事前に外部による確認を実施し、配置後も定期的に外部監査を実施しなければならない。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

別記第8号様式を別記第1号様式とする。

別記第9号様式を別記第2号様式とする。

別記第10号様式を削る。

別記第11号様式を別記第3号様式とする。

別記第12号様式を削る。

別記第13号様式中「第37条関係」を「第38条関係」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第118号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 **【合冊入札】**
 4人権第3号
 4人権第4号
- (2) 工事名 東部児童館改修整備工事
 東部文化センター改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町野条地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 **【東部児童館改修整備工事】**
 ・東部児童館等改修整備工事
- ①改修建物概要
 用途・構造：隣保館 RC造（地上3階建）
 延面積：1,478㎡
- 1) 工事概要
 内装改修工事 一式
 ・空調機械室から遊戯室への改修 1室
- ②増築建物概要
 用途・構造：児童館 S造（平屋建）
 延面積：140.30㎡
- 1) 工事概要
1. 建築工事 一式
2. 電気設備工事 一式
3. 機械設備工事 一式
4. 外構工事 一式

【東部文化センター改修工事】

・東部文化センター改修工事

①改修建物概要

用途・構造：隣保館 RC造（地上3階建）

延面積：1,478㎡

1) 工事概要

・和室から集会室への改修 1室

内装改修工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

- (6) 工期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用

関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月2日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年11月2日(水) 午後3時から なお、設計図書(図面等)は、 令和4年11月2日(水)午後3時から 令和4年11月25日(金)午後5時まで (閉庁日・閉庁時間は除く。)	共通事項2のとおり ※設計図書(図面等)については、 亀岡市役所3階契約検査課にて、 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「 建築一式工事」の「A等級」に 認定されたものに配布。
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月15日(火) 午前9時から午後5時まで 令和4年11月16日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年11月17日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年11月14日(月)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年11月21日(月)午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年11月24日(木) 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和4年11月28日(月) 午前9時から午後5時まで 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	予定価格の公表：令和4年11月29日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和4年12月1日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和4年12月2日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年12月2日（金） 午前10時	令和4年12月5日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年12月5日（月） 午前9時から午後3時まで	令和4年12月6日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年12月5日（月） 午後4時以降	令和4年12月6日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面等）については、令和4年11月2日（水）午後3時から令和4年11月25日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第119号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--------------------------------|-------------------------|--------------|
| (1) 工事番号 | 4道舗改第2号 | | |
| (2) 工事名 | 市道南つつじヶ丘1号線外1線道路舗装改良工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内外 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L=289.9m | W=5.95m~9.1m |
| | 路面切削 | A=1,786.7m ² | |
| | アスファルト舗装 | A=1,786.7m ² | |
| | 区画線工 | 一式 | |
| (6) 予定価格（税込） | 12,537,800円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜）11,398,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から110日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月2日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年11月2日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月11日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年11月14日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和4年11月15日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年11月10日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年11月17日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年11月21日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年11月28日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年11月29日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年11月30日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信

が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第120号

史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務

(2) 業務内容

亀岡市所千歳町国分に存する史跡丹波国分寺跡の普及啓発と保存・活用を図るため、史跡指定地内に遺構の案内サインを設置する。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積限度額

6,886,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第121号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和4年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり 技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業土木 ・造園) (上級) [20-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人
	かめおか方式 学芸員 [22-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を日本史学専攻で卒業(令和5年3月31日までに卒業見込みを含む。)し、学芸員資格を有しており(令和5年3月31日までに取得見込みを含む。)、博物館などの歴史・民俗分野の調査等について、知識・経験を有する人
	かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-35]	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和5年3月31日までに取得見込みを含む。)
	かめおか方式 保健師 [22-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保健師資格を有する人(令和4年度中に実施される国家試験において免許取得見込みを含む。)

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま

での者

- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) 総合土木（上級）、学芸員、保健師

区 分	試験方法	期 日	場 所
1次試験	集団面接	令和4年11月27日（日）	亀岡市役所
2次試験	① 教養試験 ② 作文試験 ③ SPI3試験 ①～③で1つ選択	令和4年12月11日（日）	亀岡市内の施設
	個別面接	令和4年12月15日（木）	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和5年1月11日（水）	亀岡市内の施設

(2) 保育士・幼稚園教諭

区 分	試験方法	期 日	場 所
1次試験	集団面接	令和4年11月27日（日）	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和4年12月11日（日）	亀岡市内の施設
	実技試験	令和4年12月21日（水）	亀岡市立東部保育所
3次試験	個別面接	令和5年1月11日（水）	亀岡市内の施設

3 試験内容

教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は1200字、試験時間は1時間30分とする。

SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。

4 合格発表等

(1) 日程

合格発表	
1次試験	令和4年12月上旬
2次試験	令和4年12月下旬
3次試験	令和5年1月下旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和5年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和5年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日までとする。

5 初任給

(参考：令和4年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
193,132円	172,886円	164,194円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

6 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、11月15日（火）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
------	---

申込受付期間	令和4年11月7日(月)～11月20日(日) ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。
--------	---

7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2954)

電話(0771)55-9451(人事課直通)

FAX(0771)24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第122号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

令和4年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 逓送業務委託について
- (2) 業務場所 亀岡市内
- (3) 業務概要 信書便逓送業務
 - ① 亀岡地区逓送業務
(亀岡地区内の全ての自治会事務所、官公署、金融機関、医療機関等及び亀岡市立病院)
 - ② 自治会逓送業務
(自治会事務所23箇所、その他3箇所)
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和4・5年度 物品購入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号及び第3号に定める特定信書便事業者で、遞送業務を受託できる内容で許可を受けていること。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式2）
- (3) 特定信書便事業許可状の写し等、民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項第1

号及び第3号に定める特定信書便事業者で通送業務を受託できる内容で許可を受けていることが確認できる書類

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月8日（火） 午後3時から 令和4年11月25日（金） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和4年11月8日（火）は午後3時から午後5時まで、令和4年11月9日（水）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和4年11月24日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 令和4年11月25日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和4年11月25日（金）午後4時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。 (2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類 (3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

		<p>イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。</p> <p>ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和4年11月30日（水）までに発送	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 令和4年11月22日（火） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和4年12月2日（金） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和4年12月6日（火） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>

入札日時	令和4年12月8日（木） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり
------	---------------------------	----------------------------

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式4）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「通送業務委託」一式の月額単価とする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違っても千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式5）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式6）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

- イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
- オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札
- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
- ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者
- コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第123号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和4年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和4年11月9日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第124号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和4年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和4年11月11日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第125号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 4桂工第2号
- (2) 工事名 市道池尻宇津根線水道管布設替工事
- (3) 工事場所 亀岡市河原林町河原尻地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要

工事延長			L = 48.5m
土工			1式
配水管布設工	HPPEポリエチレン管	φ150	L = 40.6m
	HPPEポリエチレン管	φ100	L = 4.5m

- | | | | | |
|--|---------|------------|---------|---------|
| | | HIVP塩化ビニル管 | φ75 | L=3.4m |
| | 不断水仕切弁 | φ150 | HPPE用 | N=2.0箇所 |
| | 切替弁 | φ100 | 鋳鉄管用 | N=1.0箇所 |
| | ソフトシール弁 | φ100 | | N=1.0箇所 |
| | 急速空気弁 | φ25 | 内外面粉体塗装 | N=1.0箇所 |
- (6) 予定価格(税込) 10,868,000円
【入札書比較価格(税抜)9,880,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有(原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書(特記仕様書 3.配水管技能者の資格)及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 (※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工

事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月11日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年11月11日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月17日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年11月18日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和4年11月21日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年11月16日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年11月24日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年11月28日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年11月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年12月2日（金） 午後2時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受

付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第126号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|-------------------------------------|------------|------------|
| (1) 工事番号 | 4土道改第9号 | | |
| (2) 工事名 | 亀岡市サイクルルート整備工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市内一円 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 12.3km | |
| | 舗装工 | | A = 6,160㎡ |
| | | 殻運搬 | V = 495㎡ |
| | | 殻処分 | V = 495㎡ |
| | 区画線工 | 熔融式区画線 | 1式 |
| | 道路附属施設撤去工 | 道路鋏 | 348個 |
| | 仮設工 | 交通誘導員 | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 51,145,600円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜）46,496,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和5年3月15日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金 | | |

の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月11日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年11月11日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月21日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年11月22日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年11月25日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年11月18日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年11月29日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年12月1日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和4年12月6日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月7日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年12月8日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 元請工事における下請総額が4,000万円以上となる場合は、「舗装工事」にかかる特定建設業の許可が必要となる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第127号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 4ス第1号
 (2) 工事名 月読橋球技場トイレ新設工事
 (3) 工事場所 亀岡市馬路町三軒屋地内
 (4) 工事種別 建築一式工事
 (5) 工事概要 月読橋球技場トイレ新設工事

①建物概要

用途：公衆便所、構造：木造（平屋建て）、延面積：約34㎡

②工事概要

敷地造成工事	一式
L型擁壁工（H800～H2,500、L=38,590）他	
建築工事	一式
電気設備工事	一式
機械設備工事	一式
その他附帯工事	一式

- (6) 工期 契約日の翌日から令和5年3月31日まで
 (7) 部分払 無
 (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
 (9) 最低制限価格 採用
 (10) 入札保証金 免除
 (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 (12) 支給材料及び貸与品 無
 (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年11月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年11月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月25日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年11月28日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年11月29日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年11月24日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年12月1日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年12月5日（月） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和4年12月8日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月9日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和4年12月9日（金） 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和4年12月13日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和4年12月14日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年12月14日（水） 午前10時	令和4年12月15日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年12月15日（木） 午前9時から午後3時まで	令和4年12月16日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年12月15日（木） 午後3時以降	令和4年12月16日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市蕨田野町佐伯大東14の一部、
 15の7、31の2の一部
 （関連区域）
 亀岡市蕨田野町佐伯大東15の2の一部、
 市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 亀岡市本梅町西加舎クボラ1の68
 森 寛徳

「揭示済」

亀岡市公告第129号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和4年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和4年11月26日
 午前7時40分頃
- 2 捕獲場所 亀岡運動公園地内

- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和4年11月30日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生課
 電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第130号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和3年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和4年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

ア 職員の採用の状況（令和3年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	25人			25人
学芸員	1人			1人
手話通訳士（者）	1人			1人
保育士・幼稚園教諭	4人			4人
指導主事			2人	2人
病院医師		1人		1人
病院看護師	1人			1人
病院医療技術	1人			1人
計	33人	1人	2人	36人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

イ 職員の退職の状況（令和3年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	16人	1人	10人	1人	28人
保育士			5人		5人
保健師	1人				1人
指導主事			1人		1人
病院医師			2人		2人
病院看護師	1人		2人		3人
計	18人	1人	20人	1人	40人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和3年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	112人	69人	23人	15人	11人	6.3
総合土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	3人	3人	2人	2人	2人	1.5
	7人	4人	4人	3人	3人	1.3
	2人	2人	2人	2人	2人	1.0
事務Ⅰ（上級）（一般方式）	121人	54人	20人	11人	8人	6.8
事務Ⅲ（初級）	8人	7人	4人	2人	1人	7.0
総合土木Ⅰ（上級） （一般方式）	5人	3人	3人	0人	—	—
土木Ⅲ（初級）	1人	1人	1人	1人	0人	—
保育士・幼稚園教諭	19人	15人	10人	4人	3人	5.0
保健師	3人	1人	1人	1人	1人	1.0
病院看護師	5人	5人			4人	1.3

(注) 1 令和3年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由		
	令和3年	令和4年	増減			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	136人	136人		
		税務	35人	35人		
		民生	160人	158人	△2人	退職者不補充による減
		衛生	42人	41人	△1人	非常勤職員配置に伴う減
		農林水産	28人	27人	△1人	非常勤職員配置に伴う減
		商工	13人	14人	1人	他団体への派遣に伴う増
		土木	65人	64人	△1人	市有建造物の営繕業務縮小に伴う減
	計	486人	482人	△4人		
	教育部門	68人	68人			
	小計	554人	550人	△4人		
公営企業等部門	病院	129人	130人	1人	訪問看護事業強化に伴う増	
	水道	26人	26人			
	下水道	21人	21人			
	その他	25人	26人	1人	後期高齢者人口増に伴う増	
	小計	201人	203人	2人		
合計	755人 [839人]	753人 [839人]	△2人			

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。
 2 []内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和3年	令和4年	
一般行政職	435人	434人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	22人	22人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	72人	70人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	176人	177人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	12人	12人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	755人	753人	

（注）一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	469人	487人	489人	486人	482人
		増減	△3人	18人	2人	△3人	△4人
	教育部門	職員数	71人	68人	68人	68人	68人
		増減	2人	△3人	0人	0人	0人
	小計	職員数	540人	555人	557人	554人	550人
		増減	△1人	15人	2人	△3人	△4人
公営企業等部門	病院	職員数	124人	125人	127人	129人	130人
		増減	2人	1人	2人	2人	1人
	水道	職員数	27人	27人	26人	26人	26人
		増減	0人	0人	△1人	0人	0人
	下水道	職員数	21人	21人	22人	21人	21人
		増減	0人	0人	1人	△1人	0人
	その他	職員数	26人	25人	24人	25人	26人
		増減	0人	△1人	△1人	1人	1人
	小計	職員数	198人	198人	199人	201人	203人
		増減	2人	0人	1人	2人	2人
	合計	総合計	738人	753人	756人	755人	753人
		増減	1人	15人	3人	△1人	△2人

（注）1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和3年4月～令和4年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
87,302人	43,247,703千円	1,786,869千円	5,942,591千円	13.7%	12.7%

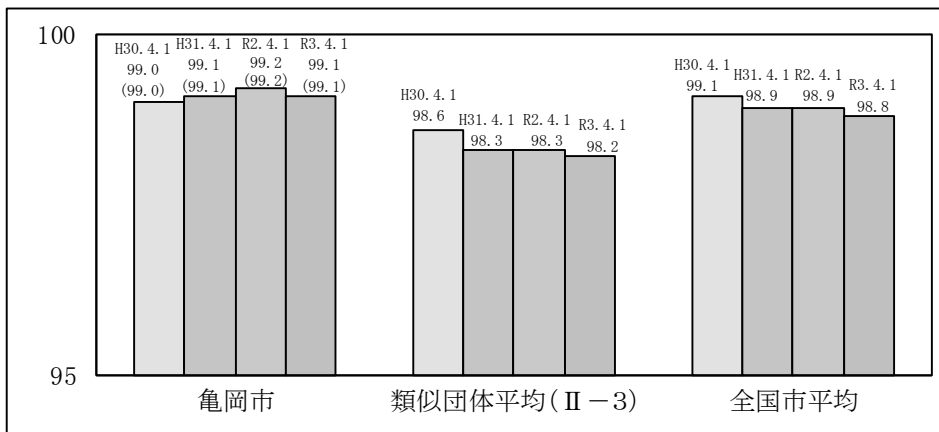
(注) 住民基本台帳人口は、令和4年3月31日現在のものである。

イ 職員給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
554人	1,941,354千円	541,751千円	815,012千円	3,298,117千円	5,953千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和3年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和3年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.35月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.35月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和3年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
1,454,459千円	198,939千円	154,482千円	10.6%	10.4%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費45,042千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
26人	98,101千円	24,914千円	42,621千円	165,636千円	6,371千円

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和3年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,751,979千円	322,682千円	117,541千円	4.3%	4.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費18,405千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	68,262千円	16,322千円	27,723千円	112,307千円	5,105千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和3年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3,193,055千円	46,213千円	1,214,229千円	38.0%	41.3%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
128人	489,552千円	250,224千円	214,660千円	954,436千円	7,456千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由のいかん にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：9.5日 取得率：24.6%

(注) 取得実績は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注）公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）

生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間																									
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間																									
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠23週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週～満35週まで	2週間に1回	妊娠36週～出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回																	
		妊娠23週まで	4週間に1回																								
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回																								
妊娠36週～出産まで	1週間に1回																										
出産後1年まで	その間に1回																										
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間																									
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日(7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者、配偶者の子</td> <td>1日(5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	5日	祖父母、曾祖父母	3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ、おば	1日	父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者	1日
		親 族	日 数																								
		配偶者	10日																								
		父母	7日																								
		子	5日																								
		祖父母、曾祖父母	3日																								
		孫	1日																								
		兄弟姉妹	3日																								
		おじ、おば	1日																								
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)																								
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)																								
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)																								
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																									
おじ又はおばの配偶者	1日																										
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間																									
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間																									
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又	7日以内でその都度必要と認められる期間																									

	は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。 ※対象となる者は、同居するものに限る。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和3年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	11人	6人	7人	24人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	0人	0人	0人	0人

（注）令和3年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	56件	0件	56件	17人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和3年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和3年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		5件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		268件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	40件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	407件

（注）令和3年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和3年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	35件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
40人	11人	3人	0人	2人	16人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和3年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 ほか	27日	738人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	272日	200人
	職場研修	184日	3,369人
合計		483日	4,307人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和3年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	444人
	人間ドック	284人
	ストレスチェック	715人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和3年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
3,875千円	8,064千円	752人	本給の 0.6%以内	10,724円	11,939千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和3年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和3年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

由 良 隆 夫

亀岡市自治委員に委嘱します

令和4年11月1日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和4年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年11月1日

亀岡市農業委員会

会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和4年11月7日（月）

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 令和4年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
- ・第6号議案 令和4年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
- ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

- ・報告第2号 農地の形状変更の届出について
- ・報告第3号 非農地証明交付について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第12号

令和4年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年11月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和4年12月5日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 令和4年12月農用地利用集積計画
- ・第6号議案 令和4年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・

利用権設定)

- ・第7号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- ・第8号議案 荒廃農地に係る非農地判断について
- ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- ・報告第2号 非農地証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第10号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「当該収納の日の翌営業日までに」を「速やかに」に改め、同条第4項中「当該振り替えられた日又は収納した日のうちに」を「速やかに」に改める。

第33条中「亀岡市」を「全国の区域」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第32号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和4年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年11月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
325	株式会社 キンライサー	代表取締役 森 崇伸	東京都港区虎ノ門 一丁目3番1号

「揭示済」